

## 【別紙】

## 1 審査会の設置

令和 7 年 8 月 19 日付けで議員 8 名から多治見市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。政治倫理条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、政治倫理審査に関する特別委員会が設置され、令和 7 年 8 月 21 日の本会議において、本委員会の委員の定数を議決し、7 名の委員が選任された。

## 2 審査の経過

本委員会は、審査に付された事件が政治倫理条例第 6 条に規定する政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて公平かつ慎重に審査を行った。

## 第 1 回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和 7 年 8 月 21 日（木）

## 1 正・副委員長の互選

委員長 葉狩拓也議員 副委員長 三輪寿子議員

## 2 審査請求事項の確認

審査請求書の朗読をもって確認に代える

## 3 政治倫理審査に関する特別委員会で行うべきことの確認

- ①審査請求内容の事実認定
- ②政治倫理基準違反の存否の決定
- ③措置の決定
- ④審査報告

## 4 審査日程について

- 第 2 回 令和 7 年 8 月 25 日（月）午前 10 時～
- 第 3 回 令和 7 年 8 月 29 日（金）決算特別委員会終了後
- 第 4 回 令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 10 時～
- 第 5 回（予備日） 令和 7 年 9 月 11 日（木）議会運営委員会終了後

## 5 聞き取り対象者の決定

- 【審査請求代表者】 議会運営委員長 葉狩拓也議員
- 【審査請求対象議員】 奥村孝宏議員
- 【関係者】 成田康弘議員、山内事務局書記、仙石三喜男議長

## 6 聞き取り項目の決定

## 【審査請求代表者】

審査請求に至った経緯の説明

## 【審査請求対象議員】

- ①何の目的でどのようなことを行ったのか。
- ②不適切な行為という認識はなかったのか。
- ③自身の取られた行為により、成田議員の発言に影響があったと考えるか。
- ④ジェスチャーによる指示はどんな指示であったのか。
- ⑤自身が傍聴者だという認識はあったのか。
- ⑥議事妨害に該当するという認識はあったのか。
- ⑦弁明

## 【関係者】

## (1) 成田議員

- ①奥村議員からどんな行為があったのか。
- ②奥村議員の行為により、議会運営委員会において自身の発言に影響はあったのか。
- ③奥村議員の行為に嫌がらせ、強制、圧力を感じたか。

## (2) 山内事務局書記

- ①奥村議員のどのような行為を見て、どのように注意をしたのか。
- ②注意をした際、奥村議員の様子はどのようなであったか。

## (3) 仙石議長

- ①奥村議員の行為は、不適切な行為との認識はなかったのか。
- ②奥村議員が事務局書記から注意されたとき、どのような対応をされたか。

## 第2回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年8月25日（月）

## 1 審査請求代表者への聞き取り

葉狩拓也議会運営委員長から審査請求に至った経緯について説明があった。

令和7年6月25日の議会運営委員会での審議中に、山内事務局書記が奥村議員へ注意をしたが、その場で何があったのか分からなかった。

6月29日の議会運営委員会で城處議員から問題提起があり、それを受けて7月4日に議長、議会運営委員長、事務局書記が奥村議員に聞き取りを実施し、問題提起があった行為について事実が認められた。

7月10日、8月8日、8月21日の議会運営委員会で今後の対応を検討したところ、奥村議員の行為について問題なしとの意見はなく、政治倫理審査に関する特別委員会を立ち上げなくてもいいという意見もなかった。

処分及び政治倫理基準違反について、議会運営委員会には決定権がないため、審査請求をするに至った。

## 2 審査請求対象議員 奥村議員への聞き取り

6月25日の議会運営委員会において、市長からの質問状に対する回答（案）について、「9月議会までに議会において議論いたします。」となっていた。昨年、同様の質問状の回答をしたときは、そのような文言はなかったため、削除したほうがよいということ成田議員に伝えるため、スマートフォンを使って、赤書きで丸を付けた文書を写真に撮って、LINEで成田議員に送信したが、気がつかれなかったため、綴じてある資料を外し、赤ペンで「一文を削除しては」と書いてその紙を成田議員の机上に差し出した。

## 3 関係者からの聞き取り

### （1）成田議員

奥村議員からはペーパーを渡された。その内容については確認したが、スルーした。議会運営委員会のその後の審議において、自身の発言に影響はなかったが、仮に、奥村議員からのペーパーの内容に同意していた場合、そのような発言をしていたと思う。

なお、普段からの奥村議員との関係性については、圧迫感を受けたり、強制されたりすることはなく、信頼をしている。

### （2）山内事務局書記

自席から奥村議員は見えないが、事務局職員から奥村議員がスマートフォンを使用しているとの知らせがあり、席を立って使用していることを確認したため、スマートフォンは使えないと注意をした。その際に、議会運営委員会なので、スマートフォンの使用は禁止されていないのではないかと問われたため、自席に戻り、規定を確認した。議会運営委員会の委員であってもスマートフォンの使用はできないため、注意は間違っていなかったと確認した。奥村議員のその後の動きはないように見えたため、そのまま何もしなかった。奥村議員が成田議員に資料を渡す行為は見えていない。

### （3）仙石議長

奥村議員の横に座っていたが、何をしているのかほとんど認識はなかった。山内事務局書記が来て注意をしていることは知っていたが、委員会の議事に没頭していたため、奥村議員の行為は理解していなかった。

また、奥村議員から回答（案）の文言の削除に関して相談はなかった。

## 4 事実関係の整理

審査請求書の政治倫理基準に違反する事実に記載されている事項は、事実として確認できた。

委員の中から、ペーパーの内容が「一文を削除しては」とのことだったので、「指示」

という表現が妥当かどうかの議論があった。

### 第3回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年8月29日（金）

#### 1 事実認定

第2回の本委員会で、聞き取りを行った結果、審査請求書の政治倫理基準に違反する事実に記載されている事項は、全会一致で事実として認定した。

また、前回議論を行った「指示」という表現の適否については、文言を変更しないこととした。

#### 2 政治倫理基準違反の存否について

多治見市議会議員政治倫理条例第6条第1号、第2号、第10号違反に該当する可能性があるため、それぞれ該当するか否か確認を行った。

議会運営委員会の議事を混乱させた事実はないため、政治倫理基準違反には該当しないのではないかという1名の意見があったが、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害に該当する可能性があり、多治見市議会タブレット端末等の使用基準に違反しているため、第1号には該当するとの意見が多数であった。

第2号には該当しない。第10号は、奥村議員が成田議員にメモを渡したことは圧力と捉えていいという意見があったが、成田議員は圧力と感じていないことから、該当しないのではないかという意見が多数であった。

第6条第1号の政治倫理基準違反の存否について、出席委員5名の賛成により違反があったと認定した。

#### ○多治見市議会議員政治倫理条例

（政治倫理基準）

第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 市民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- （2） その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （10） 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

### 第4回政治倫理審査に関する特別委員会

### 第5回政治倫理審査に関する特別委員会